

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1340号)

平成28年5月13日

横情審答申第1340号

平成28年 5 月 13 日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成27年 8 月 11 日建違対第469号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市緑区白山四丁目1234番の1の宅地造成等規制法違反についての平成21年2月から平成22年3月9日までの指導記録（違反对策課分）」の一部
開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「横浜市緑区白山四丁目1234番の1の宅地造成等規制法違反についての平成21年2月から平成22年3月9日までの指導記録（違反对策課分）」を一部開示とした決定について、横浜市職員の氏の一部及び本件違反者の法人名の一部については開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「横浜市緑区白山四丁目1234番の1の宅地造成等規制法違反についての平成21年2月から平成22年3月9日までの指導記録（違反对策課分）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成27年6月29日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件申立文書のうち、通報者の氏名については、個人に関する情報であって、当該情報そのもの又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであることから、本号に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため非開示とした。

(2) 条例第7条第2項第6号の該当性について

本件申立文書のうち、違反者に対して行った違反是正指導の内容については、違反に至った経緯や違反是正に関する本件工事施工者（以下「本件違反者」という。）の発言、横浜市の指導内容等が詳細に記録されている。宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「宅造法」という。）に違反する宅地造成に対する是正指導の内容は、違反条項や違反の程度等の諸事情を考慮して検討している。そのため、違反是正指導に係る記録が開示されると、本件違反者又は本件違反者以外の者が、横浜市が行う宅造法等に違反する工事に対する違反是正指導の傾向を把握で

きることとなり、工事施工者等がそれを踏まえて違反是正指導を免れるための方策を考案したり、違法又は不当な行為に及ぶなど、本号アに掲げるおそれを生じさせ、違反是正指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

この点異議申立人（以下「申立人」という。）は、文書による指導（平成22年3月9日付まち違対第2029号による是正勧告書）については全部を開示しているところ、口頭による指導は文書による指導内容を超え、あるいは無関係なものとは考えられず、文書による指導内容を超える等の事情があれば行政指導の濫用であるなどとして、口頭による指導の記録のみを非開示にするのは極めて非合理的である、と主張している。

しかしながら、是正勧告書による指導に至るまでに、工事施工者等に対し、口頭により、違反に至る経緯や違反の程度、是正方法等につき質問したり、説得・指導するのは、適切な違反是正指導を実施する上で必要不可欠であり、何ら行政指導の濫用には当たらない。そして、かかる口頭による指導の記録には、前記違反是正指導の傾向の把握を可能にする事情が含まれ、これらを開示することにより前記のおそれが生じることから、口頭による指導の記録を一部開示としたことが非合理的であるとはいえない。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件申立文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 申立人は本件請求において、文書による指導の記録である是正勧告書の写しを入手している。口頭による行政指導の内容は、文書による行政指導の内容と無関係なものとは社会通念上考えられず、口頭による行政指導の実施記録のみを非開示とするのは極めて非合理的である。
- (3) 実施機関の主張するおそれの説明は極めて抽象的である。また、本件請求の内容は既にインターネット上で公にされている情報もあるため、本件申立文書を開示したとしても、実施機関の主張する、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはないと考えられ、実施機関の想定している懸念は説得力を有していない。
- (4) 本件のような執行対応が実施機関において無自覚に継続されれば、結果的に法的

強制力を伴わない行政指導が多数回反復されるため、相当の期間にわたって違反行為が是正されなくなる。そうすると、規制受益者たる市民の重大な法益侵害が生じる蓋然性が高まることから、公益上開示する必要性が極めて高い。

5 審査会の判断

(1) 宅造法に違反する工事に対する指導、命令、報告等に係る事務について

ア 建築局宅地審査部宅地審査課（以下「宅地審査課」という。）では、市民等から市街化区域における違反造成に係る通報、相談、陳情、苦情等を受けると、対象土地の地番、通報等した者の氏名、通報内容等を確認し、宅造法に違反する工事かどうかを調査する。違反が確認された場合は、宅地の所有者、工事施工者等に対して、初期指導を行っている。初期指導で違反が是正されない場合は、違反報告書を作成し、建築局建築監察部違反对策課（以下「違反对策課」という。）に報告し、措置依頼を行う。違反对策課では、工事施工者等に対して違反是正指導及び是正措置命令等の処分を行っている。

イ 本件では、横浜市緑区白山四丁目1234番の1の宅造法に違反する宅地造成（以下「本件違反造成」という。）について、本件違反者に対し、宅地審査課が調査を行い、違反造成行為を行わないよう初期指導を行ってきた。しかしながら、是正が確認できなかったため、宅地審査課からの措置依頼に基づき、本件違反者に対し、違反对策課が違反是正指導を行い、さらには、緊急工事停止命令を発令し、是正勧告書を交付した。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、本件違反造成について、平成21年2月から平成22年3月9日までの指導記録のうち、平成22年3月8日に本件違反者から事情聴取を行った際に作成された指導記録文書である。本件申立文書には、日付、通報者の氏名、手書きの図及び本件違反者に対して行った違反是正指導の内容が記録されている。

実施機関は、本件申立文書を条例第7条第2項第2号及び第6号に該当するため一部開示としたとしている。一方申立人は、条例第7条第2項第2号及び第6号には該当しないとして、本件申立文書の全部を開示するよう求めている。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を

識別することができることとなるものを含む。)」については、開示しないことができる」と規定している。

イ 本件申立文書のうち通報者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文前段に該当する。また、当該情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(4) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができる」と規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書を公にすると、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため本号に該当すると主張しているため、当審査会で平成28年2月12日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 記者発表資料により既に公にされているものであれば開示すべきであったが、審査会答申第548号を参考として非開示と判断し、決定した。

(イ) 違反对策課では、宅地審査課が作成した違反報告書と併せて宅地審査課が対応していた時の記録文書について、写しの受領により引継ぎを受けている。そのため、宅地審査課で作成・取得した文書を違反对策課でも保有しているが、本件請求に対しては特定する文書が重複する。本件請求については、引継ぎを受ける前に違反对策課が作成した文書を本件請求に係る対象行政文書として特定した。

(ウ) そのほかに違反对策課が作成した本件請求に係る行政文書は存在しない。なお、平成22年3月8日に違反对策課及び宅地審査課が合同で行った本件違反者への違反是正指導の際に録音は行っていない。

ウ 当審査会は以上を踏まえ、次のとおり判断する。

(ア) 当審査会において実施機関に確認したところ、本件申立文書は、平成22年3月8日に違反对策課及び宅地審査課が合同で行った本件違反者に対する違反是正指導の際に作成されたものであり、横浜市職員及び本件違反者の発言内容が手書きで詳細に記載されていることが認められた。

(イ) 違反是正指導の内容及び本件違反者の発言内容を開示することは、横浜市が工事施工者等に対して行う違反是正指導の傾向を把握できることとなる。そうすると、工事施工者等がそれを把握した上で違反是正指導を免れるための方策

を考案したり、違法又は不当な行為に及ぶといった違反是正指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。そのため、横浜市の違反是正指導の内容及び本件違反者の発言内容を非開示としたとする実施機関の主張は是認できる。

- (ウ) 一方で本件申立文書には、本件違反者から事情聴取を行った際に発言した内容に加え、発言した横浜市職員の氏の一部及び本件違反者の法人名の一部が記載されていることを確認した。この点について実施機関は、横浜市職員の氏の一部及び本件違反者の法人名の一部を含めて違反是正指導に係る事務の適正な遂行に係る情報であることから非開示としているため、本号の妥当性について以下検討する。

本件申立文書に記載されている違反是正指導の内容について発言した横浜市職員の氏は、職員録により公にされている情報である。また、本件における横浜市職員の氏の一部は、職務に係る情報であるといえるため、条例第7条第2項第2号ただし書アに該当し開示するものであり、仮に横浜市職員の氏の一部が明らかになったとしても、違反是正指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

また、当審査会で本件違反造成に係る平成26年10月10日付横浜市記者発表資料を確認したところ、本件違反者の法人名は、既に公にされているという事実も確認された。そうすると、当該非開示部分については、既に当該記者発表資料により開示されている情報であり、本件申立文書のうち本件違反者の法人名の一部を開示したとしても、違反是正指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、横浜市職員の氏の一部及び本件違反者の法人名の一部については、開示すべきである。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を条例第7条第2項第2号及び第6号に該当するため一部開示とした決定について、横浜市職員の氏の一部及び本件違反者の法人名の一部については開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年8月11日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成27年8月27日 (第187回第三部会) 平成27年8月27日 (第274回第一部会) 平成27年8月28日 (第276回第二部会)	・諮問の報告
平成28年1月15日 (第284回第二部会)	・審議
平成28年1月29日 (第285回第二部会)	・審議
平成28年2月12日 (第286回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成28年3月4日 (第287回第二部会)	・審議
平成28年3月30日 (第289回第二部会)	・審議
平成28年4月8日 (第290回第二部会)	・審議